

岐阜聖徳学園大学オープンアクセス方針実施要領

この要領は、「岐阜聖徳学園大学オープンアクセス方針」（令和 8 年 2 月 18 日評議会決定。以下、「本方針」という。）を実施するために必要な事項を定める。

（趣旨）

1 岐阜聖徳学園大学は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（1）オープンアクセスの定義

オープンアクセスとは、学術雑誌論文等がインターネット上で公開され、誰もが無料で閲覧できる状態をいう。

（2）オープンアクセスのメリット

研究成果をオープンアクセスにすることにより、次の効果が期待される。

- ・研究成果の可視性が高まり、論文の引用可能性が向上する。
- ・研究成果を社会に還元し、世界の学術研究活動に貢献する。
- ・研究の透明性確保に資する。

（3）オープンアクセスの種類

【グリーン・オープンアクセス】

機関リポジトリに出版社版または出版社版に至る前の著者最終原稿を登録し、無料で公開する方法。著者の費用負担なしに論文情報が公開される。

【ゴールド・オープンアクセス】

オープンアクセスの学術雑誌に投稿する方法。出版時から誰もが無料でアクセス可能となるが、著者が Article Processing Charge (APC:論文出版加工料)を負担する必要がある。

（研究成果の公開）

2 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内の部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、岐阜聖徳学園大学リポジトリに登録することができる。研究成果の著作権は、本学には移転しない。

（1）「教員」及び「研究成果」の範囲

本方針の対象となる「教員」は、本学に在籍する常勤の教授、准教授、講師及び助教並びに公的資金を受け本学において研究活動を行っている名誉教授及び非常勤研究員とする。

本方針の対象となる「研究成果」は、出版社、学協会、学内の各学部等が発行する学術雑誌に掲載された、学術雑誌論文及び紀要論文とする。査読の有無は問わない。

（2）学外研究者との共同研究成果

学外研究者との共同研究による研究成果も本方針の対象とする。

（3）他機関への異動後の扱い

教員が本学在籍時にリポジトリへ登録・公開した研究成果は、他機関へ異動後も引き続き本学リポジトリで保存・公開するものとする。

(4) 対象外の成果

本方針の対象とならない職員及び大学院生による研究成果等についても、リポジトリでの公開が可能である。詳細は「岐阜聖徳学園大学リポジトリ運用規程」を参照のこと。

(5) 公開方法

岐阜聖徳学園大学リポジトリで公開することができる。

(6) 著作権

リポジトリへの登録は著作権の移転を意味せず、登録前の著作権者が著作権を保持するものとする。

(適用の例外)

3 前項にかかわらず、著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

(1) 著者（教員）の申出により非公開

教員がリポジトリでの公開を不適切と判断する場合、登録申請手続き（申請書または Web フォーム）に非公開理由を付して申請することができる。

非公開申請に基づき、全学図書委員会が公開の可否を判断し、申請者に通知する。

「公開が不適切である」例

- ・研究成果の著作権を出版社等に譲渡しており、あらゆる原稿の公開が許諾されない場合
- ・共著者全員の許諾が得られない場合
- ・出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合
- ・その他の理由

(2) 著者（教員）の申出によらない非公開

出版社がリポジトリ登録を捏造・改ざん・盗用・剽窃等の不正行為が確認された場合など、学長の決定により当該研究成果を非公開とする。

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、施行日（令和 8 年 4 月 1 日）以降に出版された研究成果に適用する。ただし、本方針策定前に出版された研究成果についても、本学の研究成果保存およびオープンアクセス推進の観点から公開を推奨する。

(リポジトリへの登録)

5 教員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「岐阜聖徳学園大学リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

研究成果が出版された後、リポジトリ登録が許諾される適切な版をできるだけ速やかに図書館に提出すること。提出の際はリポジトリ登録申請書も合わせて提出すること。図書館は書誌情報データベース及び本学「教員データベース」等を用いて教員の業績を調査し、出版社ポリシーを確認のうえ、登録が許可されている研究成果について教員に登録を依頼するものとする。

① リポジトリ登録が許諾される適切な版について

登録が許諾される版は掲載誌の方針により異なる。掲載誌が出版社版の登録を認める場合は出版社版を、認めない場合は著者最終原稿を提出すること。海外出版社の多くは著者最終原稿の登録を認めている。著者最終原稿提出後にさらに修正が生じる等、公開が適切でない場合は事情に応じて適切な版を提出すること。

出版社等が公開禁止期間（エンバーゴ）を設定している場合は、エンバーゴ終了後に公開する。適切な版が不明な場合は著者最終原稿を提出するか、図書館に相談すること。

・ 出版社版

著者校正後、出版社が版組を行い雑誌に掲載された論文

・ 著者最終原稿

査読後、出版社に受理された原稿で、著者校正や出版社による版組が行われる前の原稿

② 共著者の許諾について

共著者がいる場合は、あらかじめ全員のリポジトリ登録許諾を得たうえで研究成果を提出すること。許諾はメール等の文書で取得することとし、図書館に提出する際に許諾回答書を添付すること。

③ 著作権者の許諾について

登録申請者以外に著作権者がいる場合は、事前に許諾を得ること。研究成果の著作権が学協会・出版社等にあり、登録申請者が学協会・出版社等のリポジトリ登録方針を確認できる場合は、図書館に知らせること。登録申請者が確認できない場合は、図書館にて方針の確認を行う。その際、投稿時に著者が出版社と合意した著作権譲渡契約等について、確認する場合があるので、協力すること。

なお、論文中の引用・転載 図版、写真等に登録申請者以外の著作権が存在し、リポジトリで公開するために著作権処理を必要とされる場合は、図書館が許諾の確認を行う。

④ 研究成果の提出方法について

研究成果が電子化されている場合は、電子メールまたは記録メディア（CD-ROM等）で送付するか、学内便等で提出すること。電子化されていない場合は紙媒体（冊子等）を提出すること。紙媒体は裁断して電子化する場合があるため、原則として返却しない。

本学が発行する紀要等に掲載された論文については、発行元の依頼がある場合、図書館が一括して登録することがある。紀要の一括登録の可否については、各紀要の編集委員会に確認すること。

(その他)

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本方針の実施にあたり、定めのない事項については、必要に応じて教員、図書館、学協会・出版社、学内関連部署等の関係者間で協議して決定するものとする。